

神病協発第 64 号
平成 28 年 4 月 21 日

会 員 各 位

公益社団法人 神奈川県病院協会
会 長 新 江 良 一
(公印省略)

平成 28 年熊本地震に係る医療救護班の派遣について（依頼）

標記のことについて、このたびの地震災害を受け、神奈川県より別添のとおり、「平成 28 年熊本地震に係る医療救護班の派遣について」の要請がありました。

これは当協会と神奈川県におきまして「災害時の医療救護活動に係る医療救護班派遣等に関する協定」を締結しております。この協定書に基づく要請であります。
つきましては、当協会として要請に応えるため照会いたします。

4 月 28 日以降、医療救護班として、医師、看護師等の派遣についてご協力いただける場合は、至急、別紙にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、医療救護班の派遣については、各自治体で 1 班単位での派遣となりますので、神奈川県と別途調整のうえご連絡申し上げます。

[依頼に対する問い合わせ先]
〒231-0037 横浜市中区富士見町 3-1
神奈川県病院協会 事務局 森田、町田
Tel:045(242)7221 Fax:045(231)1794

エントリーシート

平成 28 年 月 日

平成 28 年熊本地震に伴い下記の者を派遣します。

病院名

連絡担当者

電話番号

○派遣可能期間： 月 日（ ）から 月 日（ ）まで
(移動を含め 3 泊 4 日)

リーダー ※代表者に○ を付ける	職種	氏名	携帯電話番号
	医 師		
	看護師		
	看護師		
	薬剤師		
	業務調整員		

○その他留意事項

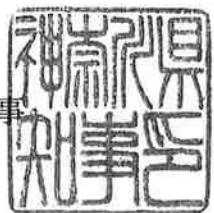
- ・複数班エントリーされる場合は、このエントリーシートをコピーしてご使用ください。
- ・ご不明な点は、神奈川県保健福祉局保健医療部健康危機管理課(045-210-4634)へご連絡ください。
- ・なお、本紙は暫定様式のため、改めて「事前登録書」をご記入いただく必要がある場合がございますので、予めご了承ください。

神奈川県病院協会事務局 Fax (045-231-1794)

平成28年4月20日

公益社団法人神奈川県病院協会長様

神奈川県知事



平成28年熊本地震に係る医療救護班の派遣について（要請）

本県の災害時医療救護体制の整備につきましては、日頃格別のご尽力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、本県あてに被災県から医療救護班の派遣要請がありましたので、平成10年11月1日付けの貴協会との協定に基づき、医療救護班の編成及び派遣を要請いたします。

なお、参集場所は次のとおりです。

・参集場所

熊本県

名 称：熊本県庁新館8階 802会議室

住 所：熊本市中央区水前寺6丁目18-1

問い合わせ先

保健福祉局保健医療部健康危機管理課

健康危機管理グループ 佐藤

電話 045-210-4634

ファクシミリ 045-633-3770

電子メール fukusou.kiki@pref.kanagawa.jp



平成28年熊本地震に係る救護班の派遣要請概要

1 派遣先

下記保健所管内避難所、救護所等

①阿蘇保健所

住 所：阿蘇市内牧 1 2 0 4

連絡先：0967-32-0535

②御船保健所

住 所：上益城郡御船町辺田兄 4 0 0

連絡先：096-282-0016

③菊池保健所

住 所：菊池市隅府 1 2 7 2 - 1 0

連絡先：0968-25-4156

④宇城保健所

住 所：宇城市松橋町久具 4 0 0 - 1

連絡先：0964-32-2416

2 活動内容

避難所、救護所等においての医療支援

3 集合場所

熊本県庁新館 8 階 802会議室

住 所：熊本県中央区水前寺 6 丁目 1 8 - 1

連絡先：096-333-2232（直通）

担 当：徳永、善本

4 移動手段及び宿泊先

各自で手配をお願いします。

5 派遣先地域の状況

依然、一部の地域では停電、断水が続いている。特に、各自感染症対策に留意ください。また、食糧、携行品等は、各自の対応をお願いします。

6 派遣依頼元

熊本県庁健康福祉部健康局医療政策課

住 所：熊本県中央区水前寺 6 丁目 1 8 - 1

連絡先：096-333-2232（直通）

担 当：徳永、善本

7 留意事項等

派遣される医療救護班は自己完結型となります。
以下のことにご留意ください。

- ・必ず必要なもの

自班が消費する水、食料

現金

生活物資

- ・その他持参品

医療資材（急性期及び慢性期の患者に対応できる資材、薬品等）

※活動中に生じたゴミはお持ち帰りください。

- ・班編成

医師 1名

看護師 2名

薬剤師 1名

業務調整員 1名 を基本とする。

平成28年4月20日
神奈川県保健医療部
健康危機管理課

平成28年熊本地震に係る医療救護班の派遣について

1 派遣にあたってのフローチャート

- 各医療機関、病院協会及び神奈川県の対応は、裏面記載のとおりです。

2 派遣にあたりご留意いただきたい事項

- 医療救護班の派遣において、特にご留意いただきたい点は、次のとおりです。
 - ・ 派遣の登録は、「チーム単位」でお願いいたします。また、派遣期間は「原則3泊4日」とさせていただきます。
 - ・ 病院協会からの依頼書を受領した後は、各医療機関において航空券及びレンタカーの手配をお願いします。
 - ・ 宿泊先として、次のホテルを押さえてあります。
【宿泊先】 ホテルルートイン八代 （〒866-0861 熊本県八代市本町1-1-5）
【連絡先】 0965-53-0011 [担当：稻津（いなつ）]
各医療機関におかれましては、上記宿泊先への連絡をお願いします。

3 費用負担について

- 「派遣に要する経費（人件費、交通費等）」「医療救護班が携行する医薬品等を使用した場合の経費」については、神奈川県が負担します。
- 領収書等は、確実に保管してください（私物の購入等、公費負担の対象とならないものは、領収書を分けて管理をお願いします）。
- 経費負担について不明な点は、神奈川県に個別にお問い合わせください。

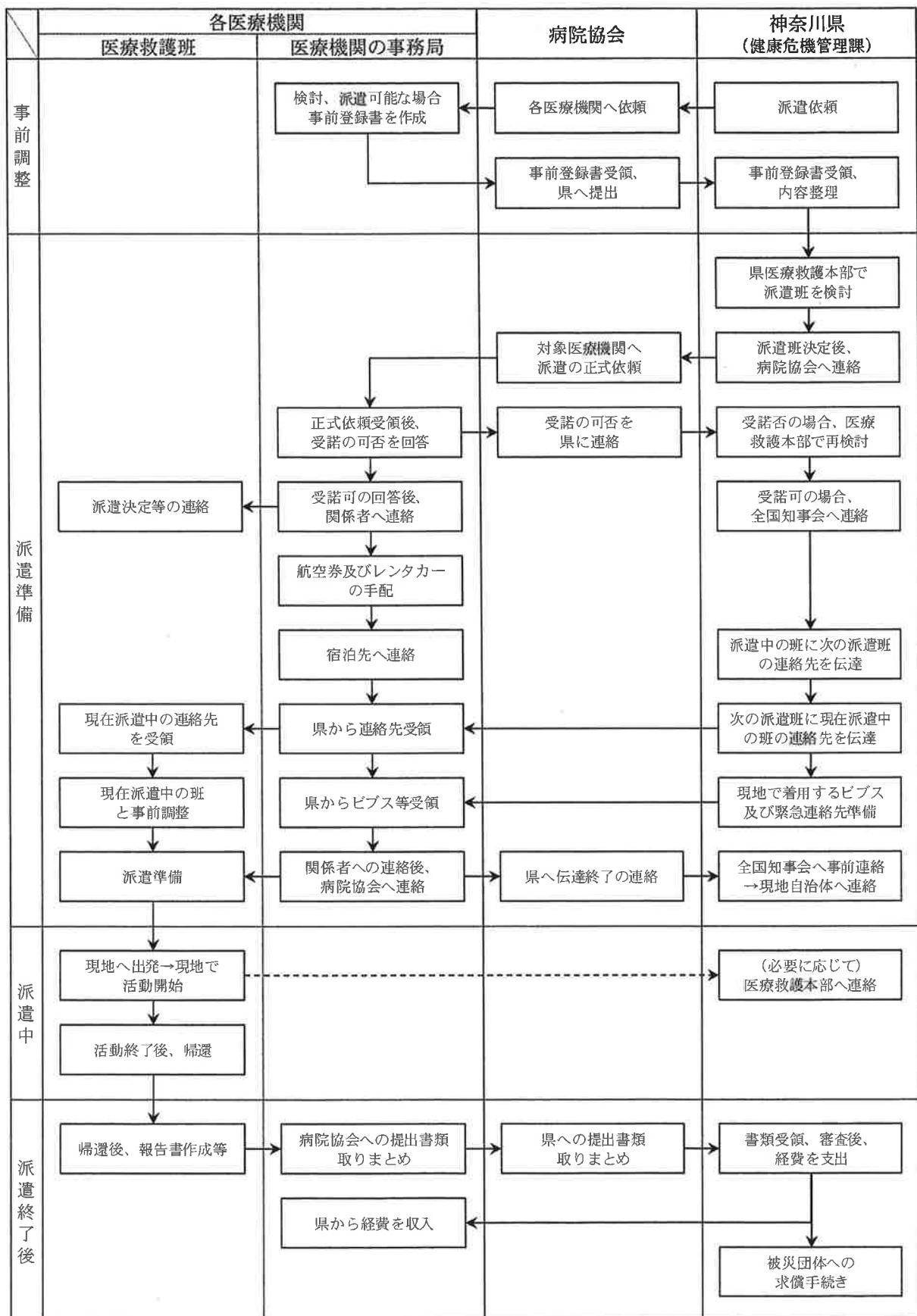
4 結果報告について

- 派遣終了後、各医療機関におかれましては、「費用弁償請求書」、「医療救護活動実施報告書」、「医療救護班名簿」及び「医薬品等使用報告書」を速やかに病院協会へ提出してください（これらの書類に基づき、神奈川県から経費が支出されます）。

5 その他

- 神奈川県の医療救護班として活動いただくため、県の表示が入ったビブス（ベスト状の衣服に識別用のプリントを施したもの）を配付します。現地での着用につきまして、ご協力をお願いします（派遣終了後は、県から回収に伺います）。
- 現地で被災者のために活動いただいている皆様の姿を県民にPRするため、活動写真を県のホームページに掲載する予定です。支障のない範囲で、活動写真を提供いただければ幸いです。提供いただける場合は、次のアドレスに写真を添付した電子メールをお送りください。 【送信先】 fukusou.kiki@pref.kanagawa.jp

医療救護班 派遣の流れ



知調二発第8号
平成28年4月19日

各都道府県知事様

全国知事会
(公印省略)

平成28年熊本地震に係る救護班の派遣について
(依頼)

日頃、本会の運営につきまして、格別のご配慮をいただき誠にありがとうございます。

標記の件について、別添資料1の通り熊本県より全国知事会へ派遣依頼がありました。下記の内容で救護班を派遣できる都道府県については、別添資料2の連絡先リストへ派遣者名など必要事項を記載の上、下記担当者へご連絡くださいますよう、よろしくお願ひします。

記

【派遣受付】平成28年4月20日から

【派遣先】阿蘇、御船、菊池、宇城保健所（配置については現地にて調整予定です）

【派遣依頼】医師1名、看護師2名、薬剤師1名、業務調整員1名 計5名を基本として、各自治体で1班単位で構成をお願いします。

【活動内容】避難所、救護所においての医療支援

【注意事項】移動手段や宿泊先、また現地での食料などは各自でご対応をお願いします。

※その他、詳細内容につきましては添付資料1をご覧ください。

担当 全国知事会調査第二部 小野・柿沼
TEL 03-5212-9131
FAX 03-5210-2020
E-mail cho2adm@nga.gr.jp

医政第32号
平成28年4月19日

全国知事会会長様

熊本県知事 蒲島 郁夫



平成28年熊本地震に係る救護班の派遣について（依頼）

このたびの平成28年熊本地震に当っては、格段の御支援御協力いただき感謝申し上げます。

本県では、9万3千人を超える方が避難生活を強いられていますが、被災された方々の急性期後の医療支援が急務となっており、救護体制の強化を図りたいと考えております。

つきましては、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、下記により救護班を派遣いただきますようお願い申し上げます。

記

1 派遣依頼期間

平成28年4月20日（水）から1週間程度（継続依頼の見込み）

2 派遣先

阿蘇、御船、菊池、宇城管内避難所及び救護所等

3 受付

平成28年4月20日（水）から

4 受付窓口

全国知事会

5 集合場所

熊本県庁新館8階 802会議室

住所：熊本中央区水前寺6丁目18-1

電話：096-333-2232（直通）

担当：徳永、善本

6 派遣依頼数 35班

1班の構成：医師1名、看護師2名、薬剤師1名、業務調整員1名

ただし、薬剤師を伴わない場合も可

7 活動内容

避難所、救護所等においての医療支援

【問合せ先】

担当：健康福祉部健康局医療政策課

医師確保班 徳永、善本

電話：096-333-2232

メール：tokunaga-k-dr@pref.kumamoto.lg.jp

平成28年熊本地震に係る救護班の派遣依頼概要

1 派遣先

下記保健所管内避難所、救護所等

①阿蘇保健所

住所：阿蘇市内牧1204

電話：0967-32-0535

②御船保健所

住所：上益城郡御船町辺田見400

電話：096-282-0016

③菊池保健所

住所：菊池市隈府1272-10

電話：0968-25-4156

④宇城保健所

住所：宇城市松橋町久具400-1

電話：0964-32-2416

2 活動内容

避難所、救護所等においての医療支援

3 集合場所

熊本県庁新館8階 802会議室

住所：熊本市中央区水前寺6丁目18-1

電話：096-333-2232（直通）

担当：徳永、善本

4 移動手段及び宿泊先

各都道府県で手配をお願いします。

5 派遣先地域の状況

依然、一部の地域では停電、断水が続いている。特に、各自感染症対策に御留意ください。また、食糧、携帯品等は、各自の対応をお願いします。

6 派遣依頼元

熊本県庁健康福祉部健康局医療政策課

住所：熊本市中央区水前寺6丁目18-1

電話：096-333-2232（直通）

担当：徳永、善本

災害時の医療救護活動に係る医療救護班派遣等に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県病院協会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に係る医療救護班の派遣等に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び神奈川県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の医療救護班派遣等の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班派遣計画の作成）

第2条 乙は、甲への協力の円滑な実施を図るため、あらかじめ医療救護班派遣に関する計画を作成し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護班派遣計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成
- (2) 医療救護班の活動指針
- (3) 関係機関との情報連絡体制
- (4) 指揮系統
- (5) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、法、防災計画に基づく医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、前条の医療救護班派遣計画に基づき、直ちに医療救護班を編成し、派遣するものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町村が避難場所、避難所及び災害現場等に設置する救護所において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度の診断
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の受け入れ医療機関（以下「後方医療機関」という。）への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 死亡の確認及び死体の検案
- (5) その他状況に応じた必要な措置

（医療救護班の指揮）

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する医療救護班に対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は、乙が派遣する医療救護班の医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等については、原則として市町村が供給するものであるが、必要に応じて当該医療救護班が携行するものを使用する。また、状況に応じて甲がその供給について必要な措置をとるものとする。

(後方医療機関の選定)

第8条 救護所から傷病者の転送が必要な場合において甲が後方医療機関を選定しようとするときは、乙はこれに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。



(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護班を派遣した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費
 - (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の経費
 - (3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- 2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。



(訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加協力するものとする。

(報告)

第12条 乙は、医療救護活動を実施した場合、医療救護活動に関する業務の実績を甲に報告するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

(有効期間)

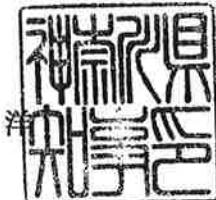
第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成11年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年11月1日

甲 横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 岡崎



乙 横浜市中区富士見町3-1

社団法人神奈川県病院協会
会長 土屋



災害時医療救護活動に係る医療救護班派遣等に関する実施細目

神奈川県（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県病院協会（以下「乙」という。）は、平成10年11月1日締結した「災害時の医療救護活動に係る医療救護班派遣等に関する協定」（以下「協定」という。）第13条の規定に基づく実施細目について、次のとおり定める。

（要請）

第1条 協定第3条第1項の規定による要請は、原則として文書をもって行うこととする。

ただし、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、口頭をもって行うことができるものとする。

（医療救護班）

第2条 協定第3条第2項の医療救護班については、原則として医師1名、看護婦2名、その他補助事務1名で構成するものとする。

（費用弁償の請求）

第3条 協定第10条第1項第1号及び第2号に定める費用弁償等の請求については、医療救護活動終了後すみやかに費用弁償請求書（様式1）に次の書類を添付して、乙が一括して甲に請求するものとする。

- (1) 医療救護活動実施報告書（第1号様式）
- (2) 医療救護班名簿（第2号様式）
- (3) 医薬品等使用報告書（第3号様式）

（費用弁償の支払い）

第4条 甲は、前条の請求があった場合は、提出書類等の内容を調査の上、適当と認めたときは、協定第10条第2項の規定による金額をすみやかに乙に支払うものとする。

（扶助費の請求）

第5条 協定第10条第1項第3号に該当する場合が発生したときは、乙は事故報告書（様式2）に事故状況等の概要を記載した書類（第4号様式）を添付して、すみやかに甲に報告するものとする。

2 協定第10条第1項第3号の扶助費の請求については、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年神奈川県条例第51号）の例による。

（報告）

第6条 協定第12条の規定による乙の報告は、医療救護活動終了後、業務実績報告書（様式3）を甲に提出して行うものとする。

（医事紛争の処理）

第7条 乙は、医療救護班の活動により患者との間に医事紛争が生じた場合は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、すみやかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のため適切な措置を講ずるものとする。

(未収金の処理)

第8条 乙は、協定第8条により選定した後方医療機関において医療救護にかかる医療費の未収が生じたときは、甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、すみやかに調査し、乙と協議の上、後方医療機関の負担とならないよう適切な措置を講ずるものとする。

(情報連絡)

第9条 甲及び乙は、協定の円滑な実施を図るため、必要な情報について密接な連絡に努めるものとする。

(協議)

第10条 この細目に定めのない事項又はこの細目に疑義が生じた場合については、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第11条 この実施細目の有効期間は、平成10年11月1日から平成11年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この実施細目を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年11月1日

甲 横浜市中区日本大通1

神奈川県衛生部長 松 原

了



乙 横浜市中区富士見町3-1

社団法人神奈川県病院協会
会長 土屋



費用弁償等に関する覚書

神奈川県（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県病院協会（以下「乙」という。）は、平成10年11月1日締結した「災害時の医療救護活動に係る医療救護班派遣等に関する協定」（以下「協定」という。）第10条第2項に基づく費用弁償等の額について、次のとおり覚え書きを交換し、相互にこれを遵守するものとする。

（医療救護班の費用弁償）

第1 医療救護班の派遣に要する経費の実費弁償の額は、一回の出動につき次の表のとおりとする。

区分	実費弁償の額
(1) 医師	災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示第561号）の例による。 ただし、日当は、半日（4時間）を単位とする。
(2) 看護婦	災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示第561号）の例による。
(3) その他 補助事務	災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示第561号）の例による。 ただし、日当は、(2)の額の10分の6に相当する額（10円未満の端数切捨て）とする。

（医薬品等の実費弁償）

第2 医療救護班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の経費の弁償額は、実費とする。

（扶助費）

第3 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費は、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年神奈川県条例第51号）の例による。

（その他）

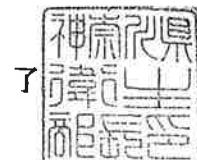
第4 この覚書の有効期間は、平成10年11月1日から平成11年3月31日までとする
ただし、この覚書の有効期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年11月1日

甲 横浜市中区日本大通1

神奈川県衛生部長 松 原



乙 横浜市中区富士見町3-1

社団法人神奈川県病院協会
会長 土屋

